

- 1 議案名 令和5年度使用教科用図書に係る徳島県教育委員会の基本方針について
- 2 提案理由 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条に基づき、令和5年度使用の教科用図書の採択に関する基本方針を定める必要があるため
- 3 関係法令 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条  
教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第5条

## 令和5年度使用教科用図書に係る徳島県教育委員会の基本方針（案）

### 1 採択について

- 県立学校においては、県教科用図書選定審議会の意見を聞き、県教育委員会が採択する。
- 市町村立義務教育諸学校においては、11採択地区ごとに市町村教育委員会が採択する。

### 2 教科用図書採択に臨む基本姿勢

- 採択権者の責任において、主体的で適正かつ公正な採択が行われるよう指導・助言・援助を徹底し、公正な採択を確保する。  
また、開かれた採択をより一層進めるために、保護者の参画等についても引き続き指導助言する。

### 3 徳島県教科用図書選定審議会委員の選出

- 無償措置法の定めにより人選を行う。その際、採択地区のバランスを図るとともに、保護者・女性の委員の選出について、その促進を図られるよう配慮する。

### 4 徳島県教科用図書専門調査員会調査員の選出

- 各教科に関する専門的な知識及び高い教養を有し、教科用図書採択に関して公正公平な言動がとれる優秀な人物を、地域のバランスを配慮するとともに、市町村教育委員会及び学校長等の意見などを勘案しながら人選する。  
また、採択地区における専門調査員についても、適切な人選が行われるよう指導助言する。

### 5 教科用図書の専門調査

- 文部科学省の検定に合格し、教科書目録に登録されたすべての教科用図書の中から、本県の児童生徒にとって適切な教科用図書が採択されるよう教科書の内容についての十分な調査研究に努める。
- 学習指導要領の内容等などの点を重視しているかなど、各採択権者においてより参考となるよう内容の一層の工夫・充実を図る。

### 6 教科用図書の展示会

- 法定展示期間において、県内11箇所での展示会場で開催する。  
なお、法定期間終了後においても、可能な限り展示会を実施できるよう配慮する。
- 展示会の開催について広く県民に周知するために、県教育委員会等の発行する広報誌やホームページ、市町村の発行する広報誌及び一般新聞紙上等での積極的な広報を行う。
- 本年度展示期間 令和4年6月1日から同年7月18日までのいずれかの日の  
14日間  
(教科書の発行に関する臨時措置法施行規則第5条の規定による)

### 7 県が行う情報公開

- 県教育委員会に関する情報の公開は、無償措置法施行令第14条の定める採択期間終了後の9月1日以降とする。  
なお、採択権者においても、採択理由等についての情報を公開するよう指導助言する。

### 8 教科書採択の公正確保について

- 適正かつ公正な採択が行われるよう、関係者に対して指導助言を徹底する。

【基本方針7の参考資料】

項 目	公 開 状 況	備 考
教科用図書選定審議会委員氏名	公開	9月1日以降請求時
教科用図書選定審議会の議事概要	公開	〃
専門調査員氏名	公開	〃
採択基準	公開	〃
選定資料	公開	〃
採択結果	公開	県庁HPで公開